

令和6年（行ウ）第27号 診療報酬請求事件
原告 藤巻 拓郎
被告 社会保険診療報酬支払基金
東京地方裁判所 民事第2部合議Dc係 御中

令和7年1月28日

〒112-0006 東京都文京区小日向4-4-3-102

原告 藤巻 拓郎 印

訴えの追加的変更申立書

第1 追加する請求の趣旨

これまでの請求の趣旨は、

1 被告は、原告に対し、2,569円およびこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え、である。

これに次の請求を追加する。

2 被告は、原告に対し、188,531円（患者Yについての上記請求以外の、既に同理由で再審査請求済みの診療報酬請求額のうち、患者自己負担金3割分を除く7割分）およびこれに対する訴えの変更申立書送達の日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え

3 被告は、被告による減点査定の運用を前提に原告が錯誤に陥ったために過少請求していた分について、平成28年6月「審査の取扱いに関する一定の見解について（第2回）」（甲第9号証・乙第10号証：（以下、「一定の見解」という））に基づいて、再計算して、増額査定を行い、増額分（10割分）およびこれに対する訴えの変更申立書送達の日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え

4 被告は、原告に対して1,500,000円を支払え

5 過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある患者であっても、当月の受診目的がコンタクトレンズに関連しないものである場合には、「一定の見解」に基づいて初診料を算定するとの判断を行うべきであることを原告・被告間で確認する

- 6 被告は、増減点連絡書の、「補正・査定後内容」欄の、審査結果の理由等：『減点理由』内には、医療機関がその記載のみから減点の根拠法令や適用関係を理解できる程度に明確な『減点理由』の記載をしなければならないことを原告・被告間で確認する。
- 7 減点査定後、再審査も「原審通り」となった後に、被告が、『減点理由』の内容を、再審査請求までとは同一性を欠く『全く別の減点理由』に差し替えることは違法であることを確認する
- 8 訴訟費用は被告の負担とする
との裁判を求める。

第2 理由

1 請求の趣旨1, 2および3について

被告の不誠実な訴訟態度に鑑み、本件が認容されても、他の案件は是正されない可能性があるため、紛争を一時的に解決するためには、被告の違法の事実を確認し、これまでの同様の多数のケースに関しても一括で債務の履行を求め、また今後同様のケースが発生し続けないよう、審査・減点の正しい運用を裁判所において確認する必要がある。

請求の趣旨1については当初の請求の通りである。

請求の趣旨2は、請求1のケースと同じ理由による減点査定をされた74件の診療行為についての診療報酬のうち、既に再審査請求を行っているものの合計である。その計算の根拠は、準備書面(1)ないし(7)、甲第4号証・第9号証・甲第27号証・甲第28号証・甲第29号証・甲第64号証である。

請求の趣旨3については、原告は、被告の減点査定によって錯誤に陥っていて過少請求していたが、「一定の見解」に基づいて、診療報酬の正しい再計算と支払いを求めるものである。一件一件の正しい金額の算定は、日々診療行為に従事して多忙な原告には容易ではなく、被告は日常業務として簡単に行えるので、一定の金額を請求するのではなく、本来の正しい算定方法を指摘して、それに沿った増額計算をすべきことを求めている。

- 2 請求の趣旨4については、被告の不誠実な態度により原告被った精神的損害及び弁護士と同様に働いて多大な時間を浪費したことについて損害賠償を求めるも

のである。

- 3 請求の趣旨5～7については、今後、被告の同様の違法・不当な不払いが継続されないようにするためである。以下、具体的に述べる。

訴訟提起後、被告から提出された答弁書及び被告各準備書面によって、本件減点査定に当たっての被告の理由が明らかになった。

- (1) まず、被告は、本件患者Yについての令和5年1月診療分についての減点理由として、増減点理由書においてはD282-3「コンタクトレンズ検査料」注3を引用していた。原告は、この被告の減点

理由が、被告が「当該検査料を算定した場合には、」およびこれと同趣旨の同告示留意事項通知(4)の「コンタクトレンズ検査料を算定する場合には、」という限定文言を故意または少なくとも過失によって読み飛ばしたことによって導かれた違法なものであると主張しているのである。

そうであるにもかかわらず、被告は被告準備書面において「本件患者は令和6年1月受診時にコンタクトレンズに関する診療を受けていないのだからD282-3は本件に関係がないことは、当事者間に争いがない」などとして、D282-3「コンタクトレンズ検査料」を引用して減点査定していた事実についての弁解をすることなく、本論点から逃げている。

そこで、原告は、本件において被告がD282-3注3を減点理由として引用したことに告示・通知の解釈を誤った違法があることの明確な確認を求めるものである。

- (2) 次に、被告は、訴訟提起後の被告準備書面において、増減点理由書には何らの記載もなかった「過去にコンタクトレンズ検査料を算定したということは、その患者には屈折異常があることを意味する」「屈折異常は慢性疾患であるから、以後永遠に再診料算定」であるという、全く新しい減点理由を突然主張し始めた。

この新しい理由も、告示・通知・事務連絡と整合しない誤った解釈であって違法であることは、既に原告準備書面で詳述してきた通りである。

また、被告によるこの新たな減点理由の主張は、増減点連絡書記載の理由とは全く同一性を欠く新たな減点理由を、減点査定の後に提示したことを意味するので、それ自体適正手続の保証及び信義則に反し、違法である(最判昭和47年1

2月5日・最判平成4年12月10日判決)。

しかも、被告は、本件訴訟提起後も本件と同一条件の診療行為につき、一律に367点(現在は371点)を継続しながら、令和6年4月診療分以降、増減点連絡書の減点理由の記載を、予告や説明もなく「過剰と判断します」というものに変更した。これは一見して明白に、減点の根拠規定や理由を全く欠いている。

減点理由の記載は、適正手続の保証(憲法第31条)や信義則(民法1条2項)の観点から、審査支払機関が診療報酬の減点(不払い)という不利益な行為を行う際に、審査支払機関の恣意を抑制し、判断の慎重・合理性を担保し、保険医療機関に減点(不払い)の理由を知らせることによってその不服申し立ての便宜を図る趣旨で求められているものと解される(行政手続法第14条1項本文参照、最判昭和60年1月22日)。

そうであるならば、診療報酬を減点(不払い)された保険医療機関をして、いかなる規定を根拠にいかなる点をその違反として減点(不払い)されたものであるか、減点理由の記載自体から了知することが不可能であるような理由の記載は、付記理由として不備であり、違法である(最判平成23年6月7日)。

この様な理由から、原告は、被告による恣意的な減点(不払い)や、不合理な減点(不払い)を今後においても抑制するために、このような理由記載が違法であることの確認を求めるものである。

第3 訴えの追加的変更の要件について

この追加的変更は、民事訴訟法の要件を満たしている。

1 請求の基礎に変更がないこと

上記の通り、今回追加する訴えは、本件請求に関連する査定に関し、その判断の基礎となる減点理由の違法性およびその理由付記の違法性についての判断を求めるものであり、請求の基礎には変更がない。

2 口頭弁論の終結までに行うこと

現在、第一審の口頭弁論期日の継続中であり、本件訴えの追加は口頭弁論の終結までに行うものである。

3 著しく訴訟手続きを遅滞するとまではいえないこと

本件訴えの追加的変更の申立ての対象は、現在審理中の事項であり、判決を遅延

させるような新たな審理を要するものではなく、上述の通り、被告の不誠実な訴訟遂行によって原告はやむなく申立てるものであり、著しく訴訟手続きを遅延するとはいえない。

第4 以上により、原告は、上記訴えの追加的変更を申し立てる。

以上